

事前の備え、初動、応急、復旧、復興の 各場面の迅速な判断のためのハンドブック

自治体職員のための 災害救援法務 ハンドブック

—備え、初動、応急から復旧、復興まで—

中村健人／岡本 正 [著]

◆大災害に対する自治体職員の事前の備え、初動、応急、復旧、復興まで、各場面で自治体職員がやるべきことを法的根拠とともに時系列で解説。混乱した状況のなかでも、「こんなときはこうする」を速やかに知ることができ、迅速な判断ができる実務必携ハンドブック。

◆平常時の予習、準備や研修のテキストとして活用できる。

推薦します

どこでも起きる大災害。全ての自治体職員に学んで欲しい。
(元復興庁事務次官・福島復興再生総局事務局長 岡本全勝)

自治体職員 のための 災害救援法務 ハンドブック

—備え、初動、応急から復旧、復興まで—

中村健人／岡本 正
[著]

第一法規

B6判・186頁 定価：本体1,700円＋税

4 食品・飲料水・生活物資の提供

(1) 食品・飲料水等の提供

避難所運営の一環として考えられるのが、避難者への支援物資の提供である。

このうち、避難所において提供が必須となるのは、生きていく上で最低限必要な物資、すなわち食品と飲料水であろう。冬季においては被服・寝具の有無も生命に関わる場合があるため、原則として、食品等と併せて提供されるべきである。

災害法による救助の種類としては、これらのほかに「生活必需品」が挙げられており（災害法4条1項3号）、身の回り品、日用品等が想定されているが（一般基準（平成25年内閣府告示228号）4条2号）、いずれもその有無が生命身体の危険に直結するとまではいえない。

よって、初動時においては、自治体は上記4品目（食品・飲料水・被服・寝具）の調達・供給の手段に重点を置くべきであろう。

このうち食品の経費については、一般基準（平成25年内閣府告示228号）3条1号ハで一人一日当た

り1,160円（令和元年10月23日現在）以内とされているが、実際の経費は地域により幅があると考えられるので、自治体には特別基準の設定を視野に入れた柔軟な対応が求められる。

例えば、東日本大震災において、宮城県は、厚生労働省に照会の上で基準額を一人一日当たり1,500円以内とする特別基準を設定している（仙台市「東日本大震災仙台市震災記録誌一発災から1年間の活動記録一」（2013年3月）175頁参照）。

(2) 被服・寝具の提供

災害法による救助の種類として含まれる被服（洋服上下、上着、下着、靴下等）・寝具（布団、毛布、タオルケット、枕等）については（災害法4条1項3号）、一般基準（平成25年内閣府告示228号）では現物支給によることとされている（一般基準（平成25年内閣府告示228号）4条2号）。

これらの物資の提供について、現金を支給し被災者が購入する形では

なく、現物支給とする理由は、災害時には経済が混乱して金銭機能が失われ、一方で金銭が使用可能となれば災害救助の必要性が消滅するという点にあるとされるが、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の大規模災害時に照らしても、当該理由に絶対的な合理性があるとは考えにくい。

むしろ、被服や寝具を提供する事業者が被災して、これらの物資を直ちに販売することができず、備蓄物資を活用せざるを得ない場合には、被災者のニーズにかかわらず、現物支給によることになろう。

しかし、そのような事情がなく、昨今のICT技術や物流技術の向上に伴って被災者がそのニーズに応じて被服や寝具を調達できる場合にまで、現物支給を徹底しなければならぬ合理性はなく、自治体としては、状況に応じて被災者に現金を支給する（目的外利用のおそれがあるのであればパウチャー制度の活用も考えられる）という対応も視野に入れるのが相当である。

なお、金銭が使用可能となれば災害救助の必要性が消滅するとの考え方は、被災者が現に現金を保有して

いるのであればともかく、それを含めてすべての財産を失った者には当てはまらないから、金銭が使用可能になったからといって現金支給による災害救助の必要性が消滅するわけではない。

ちなみに、かかる対応については、都道府県知事が必要と認めた場合という条件はあるものの、災害法上可能とされているものであり（災害法4条2項）、内閣府の災害救助事務取扱要領（第1 1(3)現物給付の原則）においても、一般的には一般基準（平成25年内閣府告示228号）により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないよう留意することとされている。

(3) トイレの提供

①災害時のトイレ問題の深刻さを理解する

トイレを6時間以上我慢できる人はほとんどいない。

災害により水洗トイレが機能しなくなると、排泄物の処理が衛生上の深刻な問題を誘発する。特に避難所等でトイレが不衛生であると、排泄を我慢するために水分や食品損

第1章 事前準備編

- 1 地域防災計画
2 避難所の指定・運営準備
3 救出のための名簿整備
4 安否情報の照会への備え
5 水道の回復への備え
6 被災者台帳の導入準備
7 賃貸型応急住宅(みなし仮設)への備え
8 広域火葬への備え
9 災害廃棄物の広域処理への備え
10 災害協定(災害時支援協定)
11 災害法制の研修・勉強会

第2章 初動編

- 1 被災者の救出
2 医療の提供
3 避難者支援(第1段階)
コラム 災害救助法を徹底活用せよ
4 食品・飲料水・生活物資の提供
5 輸送路の確保

第3章 応急編

- 1 避難者支援(第2段階)
2 通行路(被災者の移動用)の確保
3 水道の回復

- (2) 上水道の回復
(3) 下水道の回復
コラム 災害時のトイレ利用に関する注意喚起
4 罹災証明書の発行
5 被災者台帳の作成
6 応急仮設住宅の供与
7 遺体の埋火葬

第4章 復旧編

- 1 被災者に対する金銭的支援
(1) 応急から復旧へ
(2) 被災者の金銭面での法的ニーズ
(3) 被災者生活再建支援金
(4) 災害弔慰金(総論)
(5) 災害弔慰金(審査・認定・金額判定)
(6) 義援金
(7) 生活保護

- (8) 金銭支給型の支援
(9) 債務免除・支払免除型の支援
(10) 民間企業・保険会社等による支援
コラム 弔慰金等支給の発動要件
コラム 支援情報が伝わらないメカニズムを克服する「官民連携の情報伝達支援」
2 災害廃棄物処理
3 災害廃棄物の広域処理
コラム 災害廃棄物の広域処理モデルバックヤード方式
(5) 国庫補助
(6) 廃掃法・災対法の改正
コラム 土砂混じりがれきの撤去

第5章 復興編

- 1 自然災害被災者債務整理ガイドライン
2 紛争の解決とまちづくり

第6章 役立つ文献・ツール編

詳細・お申し込みはコチラ



第一法規

検索

CLICK!



申込書(第一法規刊)

自治体職員のための 災害救援法務ハンドブック

一備え、初動、応急から復旧、復興まで
●定価1,870円(本体1,700円) [コード069203]

申込部数

部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
ご住所

機関名

部署名

公用
私用

フリガナ
ご氏名

TEL 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

E-mail 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

お客様の個人情報の取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印